

三次市教育委員会議案第6号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案を次のように提出する。

平成30年4月26日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成30年三次市条例第29号）の施行期日は、平成30年8月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。